

○情報処理能力検定実施要綱の制定について

(平成 5 年 12 月 22 日甲通達情管第 57 号)

警察職員の情報処理に関する知識及び技能の習得意欲を高め、その能力の向上に資することを目的として、別添のとおり情報処理能力検定実施要綱を制定したので、その適正な運用に努められたい。

別添

情報処理能力検定実施要綱

第 1 趣旨

この要綱は、静岡県警察における情報処理能力検定（以下「能力検定」という。）の実施に関して、情報処理能力検定に関する訓令（平成 5 年警察庁訓令第 1 号）、情報処理能力検定に関する訓令の運用について（平成 29 年 5 月 11 日付け警察庁丙情管発第 46 号ほか）及び静岡県警察職員の術科技能等の検定に関する訓令（平成 5 年県本部訓令第 9 号。以下「訓令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第 2 能力検定の級位

- 1 能力検定は、初級及び中級に区分して行う。
- 2 能力検定の対象となる知識及び技能は、別表に掲げるとおりとする。

第 3 審査会

1 審査会の設置

能力検定を適正かつ効率的に実施するため、訓令第 3 条の規定に基づき、県本部情報技術企画課（以下「情報技術企画課」という。）に情報処理能力検定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の構成

- (1) 審査会は、審査会長及び審査員により構成する。
- (2) 審査会長には県本部情報技術企画課長（以下「情報技術企画課長」という。）、審査員には情報技術企画課の管理官、次席及び補佐等をもって充てる。

3 審査会の任務

- 審査会の任務は、次のとおりとする。
- (1) 能力検定の実施日時、場所その他必要な事項を定めること。
 - (2) 実施した能力検定の審査に関すること。
 - (3) その他能力検定の実施に関し必要な事項を処理すること。

4 審査会の庶務

審査会の庶務は、情報技術企画課において行う。

第 4 能力検定の実施手続

- 1 情報技術企画課長は、能力検定を実施しようとするときは、あらかじめその日時、場所、実施する検定の級位その他必要な事項を所属長に通知する。

- 2 前記 1 の規定による通知を受けた所属長は、当該検定の受検希望者を調査の上、情報処理能力検定受検申請書（様式第 1 号）により情報技術企画課長へ申請する。この場合において、学校に入校中の者が受検を希望するときは、当該受検希望者の所属のいかんにかかわらず、校長がその措置を講ずる。

第 5 能力検定の実施要領

各級の能力検定は、筆記試験により行う。

第 6 能力検定実施結果の通報等

情報技術企画課長は、訓令第 4 条の規定により合格者を決定したときは、情報処理能力検定合格者通知書（様式第 2 号）により当該合格者が所属する所属の長に通報する。

第 7 特例措置

- 1 所属長は、所属職員のうち、各級位の対象となる知識及び技能を有すると認められる者については、情報処理能力検定認定申請書（様式第 3 号）により、情報技術企画課長に対し級位の認定を申請することができる。
- 2 情報技術企画課長は、前記 1 の規定により申請された者及び専科教養、講習会等の受講者について、各級位の能力検定の対象となる知識及び技能を有していると認める場合には、能力検定を行わずにこれを当該級位の能力検定に合格したものとし、情報処理能力検定合格者通知書により当該合格者が所属する所属の長に通報する。

第 8 能力検定取得状況の管理

情報技術企画課長は、静岡県警察職員情報管理システムに合格者の情報を登録し、職員の能力検定の取得状況を明らかにしておく。

別表(第 2 関係)

級位	知識及び技能
初級	1 静岡県警察情報セキュリティに関する訓令（平成 18 年県本部訓令第 37 号）第 2 条第 5 号に規定する県警察情報システム（以下「県警察情報システム」という。）の基本的な操作に必要な知識及び技能
	2 情報処理業務に係る法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、県警察情報システム等（県警察情報システム及び警察庁が設置する情報システム（県警察情報システムと接続されているものに限る。）をいう。以下同じ。）の基本的な操作に必要なもの
中級	1 情報処理に関する技術を利用して業務改善を実施し、又は上司の指導の下、県警察情報システム等を設計し、開発し、整備し、及び運用するために必要な知識及び技能
	2 情報処理業務に係る法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、業務で利用するソフトウェアの応用並びに県警察情報システム等の操作についての職員に対する指導及び教養に必要なもの

